

ID: 434

担当部署: 建設水道部 都市整備課 管理係

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市普通河川管理条例 第26条		
例 規 番 号	平成18年条例第194号		
【根拠条文】 第26条 第11条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	年 月 日